

ひとり親家庭のみなさんへ

児童課 ☎66・1108

ひとり親家庭のみなさんが自立した生活が送れるようさまざまな事業を行っています。詳しくは、母子自立支援員へお問い合わせください。

◆母子就業支援講習会

年3回、母子家庭の母を対象にパソコン(初級・中級)、介護職員初任者研修、調剤薬局事務、経理事務などの講習会を開催しています。受講料は無料です。日程は広報で随時お知らせします。

◆求人情報メール配信

登録された方に求人情報をパソコンや携帯電話に自動配信します。希望する方はキャリアアカウンセリング(要予約)も受けられます。

◆自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が経済的自立のため教育訓練給付指定講座を受講した場合、受講料の20%相当額(上限10万円)を支給します。受講前に手続きが必要です。

◆高等技能訓練促進給付金・修了一時金

母子家庭の母または父子家庭の父が就職に有利な資格

(正・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士)を取得するため、養成機関で2年以上修業した場合、修業期間の全期間(上限2年)課税世帯は月額7万500円、非課税世帯は月額10万円を支給します。修了後、修了一時金を課税世帯は2万5000円、非課税世帯は5万円支給します。

◆母子寡婦福祉資金

年7回、無利息で貸付を行っています。就学支度資金は受験前に事前申請ができます。県の審査があり支払は申請から約2カ月後です。入学金などの貸付を希望される場合は早めに母子自立支援員までご相談ください。最終申請(3月15日支払)は1月上旬締切です。

◆養育費相談

※支払済の資金は対象外です。
養育費確保のため専門の相談員が電話相談に応じます。

◆無料弁護士相談

弁護士が法律相談などに応じます。予約が必要です。

◆蒲郡市母子寡婦福祉会

母子家庭、父子家庭の皆さんの親睦交流を図り、生活の向上や福祉推進を目的に活動する団体です。会員バス旅行

などを行っています。入会などの問い合わせは母子寡婦福祉会しらゆり会館(☎69・5937)へ。

臨時福祉給付金などのご案内

～8月から申請の受付を開始します～

5月号でご案内しました臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金・愛知県子育て支援減税手当について、専用窓口を開設し、申請書の受付を開始します。

【共通事項】

○申請期間 8月1日(金)～12月26日(金)

○申請の流れ

- ①基準日(平成26年1月1日)において、蒲郡市に住民登録がされている支給対象と思われる方へ、給付金についてのご案内と申請書を7月31日(木)に発送します。
- ②申請書に必要事項を記入し、同封する返信用封筒に入れて郵送してください。
- ③審査完了後、支給または不支給決定通知書を送付します。支給決定者には、指定の口座へ振り込みます。

※平成26年1月2日以降に転入された方は、1月1日時点の住所地への申請となりますので、当時お住まいの市町村にお問い合わせください。

問合せ専用電話 ☎66・1200 市役所本館1階 102会議室

【臨時福祉給付金】

所得申告をしていない方は、臨時福祉給付金の支給対象となる方が判断できない場合がありますので、申告のご協力をお願いします。

なお、申告についてご不明な点は、税務収納課(☎66・1116)へお問い合わせください。

【子育て世帯臨時特例給付金・愛知県子育て支援減税手当】

- ・送付する申請書は、子育て世帯臨時特例給付金と子育て支援減税手当兼用です。
- ・公務員の方は、勤務先より申請書および受給証明書が交付されます。市からの通知はありません。

就学援助制度をご利用ですか

教育委員会庶務課 ☎66・1166

経済的な理由から、子どもを小・中学校に通学させるこ

とが困難な家庭に対し、学用品費、給食費、修学旅行費などを補助します。

問合せ 各学校または教育委員会庶務課へ。

福祉課 ☎66・1104 児童課 ☎66・1108